

記者発表(資料配付)			
月/日 (曜日)	所属名 (担当部課名)	電話	発表者名 (担当者名)
12/2 (木)	兵庫県鳥インフルエンザ 対策本部事務局 対策班	078-362-3451 (内線 4078)	対策班長 中家 一郎 (副班長 廣田 清和)

姫路市における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う搬出制限区域の解除について

姫路市における高病原性鳥インフルエンザの発生について、本日、発生農場の防疫措置が完了した11月22日(月)から10日が経過します。

これを踏まえ、農林水産省と協議の上、制限区域内に異常がなければ、12月3日(金)午前0時をもって、搬出制限区域(半径3km~10km)を解除します。

また、搬出制限区域の解除に伴い、消毒ポイントの運営を見直しますので、お知らせします。

1 搬出制限区域の解除

- (1) 区域内農場：25農場
- (2) 解除時期：12月3日(金)午前0時

2 消毒ポイントの見直し

搬出制限区域の解除に伴い、消毒ポイントを以下のとおり見直します。

距離	名称	住所	運営時間	解除
1km	県道65 道路沿い	姫路市飾東町	24時間	移動制限区域の 解除まで継続
3km	県立工業技術センター 皮革工業技術支援センター	姫路市野里	9:00~17:00	
10km	姫路市 香寺事務所	姫路市香寺町	9:00~17:00	12/3 午前0時 廃止
	JA 兵庫みらい 旧賀茂支店	加西市福住町	24時間	
	県道43 道路沿い	加古川市志方町	24時間	

3 防疫措置の経過と今後の見込み

- (1) 鶏の殺処分：11月20日(土)午後11時終了
- (2) 汚染物品の処理、鶏舎等の消毒：11月22日(月)午前8時終了 [防疫措置完了]
- (3) 殺処分鶏の焼却：12月1日(水)午前6時終了
- (4) 搬出制限区域の解除：12月3日(金)午前0時(発生農場の防疫措置完了後10日)
- (5) 移動制限区域の解除：12月14日(火)午前0時(発生農場の防疫措置完了後21日)